

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年10月27日（金）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 小森田 恵 樹（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 石 田 寿 一（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 石 川 さおり（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 冨 田 寛（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 堀 越 健 二（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 石 田 愛（第二東京弁護士会所属）
弁護士 木 田 卓 寿（東京弁護士会所属）
弁護士 鈴 木 優 吾（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、時間も参りましたので裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、裁判員経験者の皆様方におかれましては、お忙しい中、裁判所までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。裁判員制度が施行されまして今年の5月で8年が経過しております。裁判員や補充裁判員の方々のアンケート結果等を見ますと、経験ができてよかったというような声が多くございます。大きな問題があるような状況ではないですけれども、その運用に当たりましては、私ども法律実務家の気付かないところに、まだいろいろと工夫すべき点がある、あるいは配慮すべき点があるのではないかとこのふうにも思っているところです。

そこで、本日は、裁判員を経験された皆様方にお集まりいただき、御意見

などをお聞きするために、この会を行わせていただくものです。漠然と御意見を伺うというのでは意見も言いにくいということもありましょうし、テーマを絞って聞く方が今後の運用により生かしやすいというふうに考えますので、今回は審理の分かりやすさということをテーマにして御意見を伺いたいと思います。争点とか主張とか証拠の内容をきちんと理解して、充実した評議、分かりやすい評議を行うというためには、まず審理が分かりやすいということが必要だと思います。そこで、否認事件の裁判員裁判を経験なさった皆様方から、今回、検察官や弁護人の冒頭陳述、証拠書類の取調べ、証人尋問あるいは被告人質問等などが、分かりやすかったかどうかなどに関して御意見をいただきたいと思います。

自己紹介が遅れましたけれども、私は本日の司会を務めさせていただきます裁判官の小森田と申します。東京地裁の刑事第10部で裁判長をやらせていただいております。昨年の4月に当庁に転勤してまいりまして、当庁では裁判員事件は7件ほどの経験でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、検察官及び弁護士の方も御参加いただいておりますので、それぞれごく簡単に自己紹介をしていただければと思います。では、検察官の方からどうぞ。

石川検察官

東京地検で裁判を担当する公判部の副部長をしております検事の石川と申します。分かりやすい審理をどうしたらいいかということは検察官も日々いろいろ悩んでいるところですので、今日は是非率直な御意見を伺えればというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

では、次、弁護士の方。

石田弁護士

第二東京弁護士会の裁判員センターという裁判員を扱う委員会で委員をやっております石田愛と申します。今日はいろいろお話を率直に聞かせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

では、裁判員経験者の皆様方から話を伺っていきましょう。まず最初に、裁判員事件を担当されたことについての全体的な感想をお聞かせいただきたいと思います。皆様がそれぞれどういう事件を担当されたか私の方からごく簡単に説明させていただきますので、それを踏まえてお話をいただければと思います。

1番の方が担当された事件は、外国人が覚せい剤の隠匿されたスーツケースを羽田空港に持ち込んで覚せい剤取締法違反等の罪に問われた事案ということで、同人がそのスーツケースの中に覚せい剤が隠されていたことが分かっていたか否かということが争点になっています。同人がそのスーツケースの中の隠匿物の存在に気づいていたことを疑わせる事実は幾つかあるものの、それらの事実から同人がスーツケース内に何らかのものが隠匿されていたということを認識していたとは認定できないというような判断がされまして、無罪となった事件ですね。では、どうぞ。

1番

まず全体的な感想ということでございますけれども、周りに同じような経験をしている者はいませんでしたし、これは言うてはいけないことなのか、それとも言うていいことなのかとか、そういったようなこともすごく自分の中で整理し切れない状態で降って湧いた裁判員というお役目で。裁判所に最初に来た日、選ばれた日の午後から冒頭陳述が始まってしまって、夢の中とか全く頭の中が整理できていない状態で裁判の流れに入ってしまったので、こんなことで私はちゃんとした裁判員のお役ができるんだろうかともものすごく考え込んでしまいました。ただ、一緒にやっていただいた裁判官の方

3人いらっしやいましたけれども、皆さん大変説明も丁寧で分かりやすくしていただきましたし、それからメンバーも割ときちんと発言ができる方に囲まれましたので、その中で自分なりに一生懸命考えてきちんとした意見を出しながら参加できたんじゃないかなと思っています。なので、自分を見つめ直すとてもいい機会に恵まれたなと考えていました。自分を見つめ直す機会というのは、要は、日頃あまり世の中のことに関心を持たないで生きていた自分がいるなということがよく分かったと。なので、覚せい剤のことも、テレビとか映画とかそういうもので見ていることが現実にあるんだと、それで人が人を本当にこうやって裁くんだというようなことを自分が本当にやらなくちゃいけないんだと、今この国にいるからにはやらなくちゃいけないんだというようなことを自分に言い聞かせたり見つめ直したりしていました。あるいは、あまりにも勉強不足で、裁判というものの基本というか、後々皆さんに説明をされて分かってくるんですけども、何を思って臨まなければいけないのかということ、選ばれるまでは全く考えていなくて、会社で1回ぐらい、こういう制度が始まりましたよというお話は聞いていました。勉強はしましたけれども、やはりちょっと現実になってみないと、実際のものにはならなかったということがありました。ましてや、裁判に入って、外国人の方の裁判だということで、なかなか特異な状況、英語と日本語で通訳を介しての裁判で、時間もきっと普通よりもいっぱいかかっているというのも聞いていましたし、全体を通しての感想ということで言えば、大変つらい裁判でした。無罪になったのでということはありませんけれども、感想としてはつらい裁判だったなと思っています。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。2番の方が担当された事件は、被告人2名が他の者と共同して行ったチケットショップでの強盗事件です。3件あるうちの1件が強盗致傷ということで、その他に建造物侵入とか集団強姦、その

他の事案がありました。争点としては、強盗あるいは強盗致傷の事件で暴行・脅迫の程度、反抗を抑圧する程度じゃなかったというような争いがあったり、あるいは、けがは強盗致傷、強盗によってできたものではないというようなことが争われたりしました。被害者の方々の証人尋問などが行われて、これらの罪の成立は認められたという内容だったのですかね。それでは、よろしくをお願いします。

2番

自分がいただいた事案については、審理時間が半月以上ありましたんで、こんなにできるのかなという不安が、まずありました。定年して辞めてアルバイトをやったもんですから、会社に、その期間審理に行っていていいですかと言ったら、快く受けてくれたんで、そのまま参加させていただいたんですけど、一番気になったのはやはり健康でしたね。裁判員6名とそれから補充裁判員が3名、全部で9名いらっしゃったんですが、結局休んじやったら人に迷惑をかけちゃうんで、好きなお酒もやめまして、その間ずっと健康を維持していきたいという気持ちで臨みました。半月間審理させていただいて、人の言うことに対して率直に、なおかつ確実に聞かなきゃいけないというのを学びました。今までは会議をやっても何をしても、自分の意見を言ったらそれで終わっちゃうとか、そういうことがあったんですけど、人を裁くということの責任感を自分で悟って、なおかつ自分の意見がそれに反映されていくとなると、その人が何をやっててどうしてるかということを実際に聞いていかなきゃいけないなど、すごくそこで勉強になりました。これからもそういうようなチャンスがあったら、必ず復習をしながら聞いてやっていきたいなという気持ちです。

司会者

次は3番の方ですが、3番の方の事件は、被告人が共犯者らと共謀して宅配ピザ店に侵入して現金を強盗して、その際に副店長にけがを負わせたとい

う建造物侵入，強盗致傷という事件なんですけれども，共謀共同正犯ということで被告人にその罪責が認められるか否かというのが争点になったわけです。被告人の関与は自分の犯罪として犯されたものだというので，共謀共同正犯になったという事件でした。御感想をどうぞ。

3番

まず私の職業が個人事業主で，自宅で自由な時間に働いてるというのがあって，裁判員の知らせが来たときに1週間お休みが取れるのかどうかというのを自分で調整しないとイケなくて，裁判に来ると仕事ができない状態になっちゃうんで，自分の収入が減っちゃうという問題がありまして。そこでお知らせいただいたときに，もし仕事上の理由で来れないということであれば，どなたかに署名をいただいでくださいというのがあって，ちょっとお願いしたんですけど，クライアントの方に断わられてしまいまして，是非行ってきてくださいということでも来まして，若干不服な状態でも来ちゃったんですけど。

最初はちょっと乗り気じゃなかったんですけど，来たら来たで自分の知らない世界でこんなにも事件が起こっているんだということにまずすごくびっくりしまして。私の裁判の被告人が結構お若い方だったので，お若い方で何でこんな金額でこんな事件を起こすんだろうという疑問がありまして。事件の裏で使われている犯罪用語だとかをかなりたくさん耳にしまして，それが裏社会で普通に使われているということもびっくりしましたし，金銭面でかなり生活が苦しい若者たちが結構いるんだということにもちょっとびっくりしまして。私は東京に10年前に来たんですけど，すごく大都会で，皆さん裕福なイメージで来たんですけど，20代の子たちが生活で苦しんで犯罪に手を染めてしまうという事件が多発しているということにすごく衝撃を覚えまして。

裁判員の方々にもお子様がいらっしゃる方が結構いらっしゃったんですけど，その方もすごくショックを受けてらして，子供がいらっしゃる方といら

っしやらない方でも被告人を見る目が変わってくるというのもちょっと感慨深いものがありまして。なぜこういう犯罪が起こってしまうのかということを考えてしまうようになり、掘り下げるとどんどん難しい問題に自分の中でなってしまうまして。外国人も絡んでる事件だったんですけども、その辺のことを調べれば調べるほど頭がパンク状態になっちゃいまして。でも何かそれぐらい自分の受け持った裁判にやりがいを感じまして、とてもいい経験をさせていただいたなと思って。というのも、本当に最初の方はあんまり乗り気じゃなかったんですけども、最終的にはどっぷりはまってしまうという状態になって、その関連の裁判がまだ続いていますので、ちよくちよく足を運ぶようになってしまいました、すごく人生観が変わったなと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番の方は御欠席ですので、5番の方に移らせていただきます。5番の方が担当された事件は、被告人が夜間、酒に酔って絡んできた相手に顔を殴られたりしたということで、相手を逆に殴って後方に転倒させるなどして、結果的には被害者が亡くなったという傷害致死の事件です。殴り方、暴行の態様とか正当防衛が成立するかどうかとか、その辺りが争点になっていましたけれども、正当防衛は成立しないという判断がされたという事件です。御感想をどうぞ。

5番

裁判員に決定されるときに、まず事件の概要を知らされるわけですけども、それを読んで、自分とはかけ離れた世界の事件だったので、正直迷いました。ただ、この裁判員制度がごく一般の市民の声を反映させるものだという趣旨だと思っていましたし、職場からも快く出していただけたので参加を決めました。本当に全てが終わった現在では、皆さんおっしゃられているように、大変有意義な参加だったとの印象です。ただ、心残りなのは、裁判というのは物的証拠とかそういうものが優先だとはいえ、事件の内容からすると、私

などは一般的な主婦ですし母親でもあるので、どうしたらこういう生い立ちになってしまうのだろうかとか、そういう個人的な感情がどうしても入ってしまって、そこが非常に悩むところでした。ただ、全体的な感想としては、一緒に参加された方々が本当に真摯に裁判員の評議に参加されているのを見て、本当に自分自身を見直すよい機会だったと思いますし、また、職場でもこのように話しますと皆10人に聞いたら10人是非参加してみたいと言っておりましたので、本当に非常にいい経験をさせていただいたと思っております。

司会者

ありがとうございます。では続いて6番の方ですけれども、6番の方が担当された事件というのは、被告人2名が共謀して住居侵入、強盗致傷に及んだ事案のほかに窃盗未遂とか各種の事件もやっているというようなものでした。大きな争点は量刑だったんですけれども、一部被告人の関係で強盗致傷の脅迫、暴行の態様、そういう脅迫をしていないというような事実の争いがありまして、結果的にはほぼ公訴事実に記載されたとおりの脅迫、暴行が認定されたという内容の事件でした。では6番の方、御感想をどうぞ。

6番

まず全体を通して感じたのは、自分とはライフスタイルも年齢も性別も違う方々と、男女比もほぼ同じぐらいでしたので、まず一つのことについて話し合うということで、皆さんおっしゃってますけど、やはり自分の価値観が大きく変えられた期間だったなというふうに感じました。また、裁判官、検察官、弁護人のそれぞれのお立場ですとか、そういったものを理解する非常にいい機会になったと思っています。テレビで見るような世界ではないということも何となく実感できたと思っています。

被告人のお二人は若いお二人でしたので、私もこの1週間の中で、同情的なところがあって、更生を優先に考えてた部分が当初あったのですが、皆さ

んとの評議の中で罪を償うというテーマをまず突きつけられた感じがあって、やったことに対しては償うんだなということで話がまとまっていきました。皆さん一緒にやられた裁判員の方たちがそれぞれすごく意見を言いやすいような雰囲気でしたので、皆さんのお話を聞きながら、じゃあそういうことならちょっとこういう考えに変えてみようかなという心の動きがすごくありました。また、自分の生活においては、防犯をきちんとしていれば防げるような事件というのが非常に多いんだなということを実感しましたので、強盗なんかは私たちもこういうことを心がけていれば随分犯罪を減らせるんじゃないかなということを実感しました。以上です。

司会者

分かりました。ありがとうございます。では7番の方ですけれども、7番の方が担当された事件は、被告人が未明に倉庫併用住宅に放火をしたという事案で、そもそも放火なのか否か、それから被告人が犯人かどうかという犯人性が争われた事件でした。出火の態様などから放火と認定されて、それから防犯ビデオの関係の証拠があったんですけれども、これらから犯人と被告人の特徴が類似しているということで、被告人が犯人であるという認定をした事件です。では感想をどうぞ。

7番

まず裁判員の呼出しが来たときのお話からしたいんですが、私の子供がまだ幼稚園生だったので、育児を理由にお断りすることは可能だったと思うんですが、自分自身はまず興味があったのでやりたいと思ったんです。でも、周りの協力が必要だったので、両親や友人などに相談したところ、否定的な意見がすごく多くて、やらなくていいんじゃないかと言う人がほとんどで、やった方がいいんじゃないかというのは本当に一握りぐらいしか言ってもらえなかったです。それですごく悩んだんですが、やっぱり自分がどうしてもやりたかったので、ちょっと無理をして、やりたくてもやれなかったか

もしれないんですけど、とりあえず呼出しには来たかったので、来てみました。

実際に自分が裁判員に決まって、すぐに子供の幼稚園から帰ってきた後の預け先とかを必死で探しました。私が住んでる区のホームページを見たら、区の方で保育園を紹介して預かってくれるというのが載っていたので、区の方に問合せをしたところ、私の娘は幼稚園なので、保育園ではないので預かれないという返事だったり、幼稚園を休ませてどこか預けられる保育園を紹介することはできるとかいうお返事だったり、でも私の行っている幼稚園は認定こども園といって保育園機能も付いているので、そこで預かってもらうことは可能なんじゃないかとか、そういうやりとりを区とすごくしました。幼稚園の方も初めての経験だったので戸惑っていて、区の方も都に確認しますということでお返事を待たされたりとか、そういうところでまだまだ裁判員制度というのが定着してないというか、連携が取れてないシステムだなというのを強く感じました。

裁判は、判決を入れて13日間あった、とても長い裁判だったので、引き受けたからには最後までやりたかったんですが、体調を崩したりして1度でもお休みをすると補充裁判員の方に替わるということを最初に説明されたので、とても不安な13日間でした。あと、法廷に入ってから、被告人と裁判員が思っていたよりもとても近い距離で、衝立とかもなく見られてしまうことにすごく戸惑いを感じて、特に否認をしている事件だったので最初はとてもそれが怖かったです。以上です。

司会者

ありがとうございます。では続いて8番の方ですね。外国人の被告人による共犯者らと共謀しての覚せい剤の密輸入と、単独での営利目的所持、大麻や覚せい剤の非営利目的の所持といった事案です。覚せい剤、大麻の認識、共謀、それから営利目的の部分などが争点になっておりましたけれども、い

ずれもそれはあるという認定がされております。では8番の方どうぞ。

8番

まずこの裁判員制度が始まったときというか、ニュースを聞いたときに、正直言って嫌な制度が始まったなというような感じで、でもまあ自分は当たらないからいいやというふうに思ってたんですけど、ニュースでいろんな事件の話を聞いてるうちに、いつからかは分からないですけど、非常に興味を持つようになって、今回は参加させてもらいました。私の場合は周りから誰一人反対されず、みんな行っておいでという感じだったんで、非常にそういう意味ではラッキーだったとは思ってます。

いざ裁判所に来ると、まず裁判官の方が非常に話しやすい雰囲気を作ろうと思って気を遣っていただいたというのが、ここまで気を遣ってもらうのかというのが正直な最初の印象でした。もちろん一緒に裁判員になった方々は、やろうと思って来てた方々だったんで、深い議論ができたと思ってます。この事件に関しては、結構突っ込んだ話をして判決に至ってるんですけど、それ自体は正しいとは思ってるんですけど。ただ、正直ちょっと心に引っかかっているのが、一部は被告人は認めてるんですけど、大半のところは否認したままということと、先ほどおっしゃいましたけど、密輸で販売目的というところで、この事案とは別になるんでしょうけど、密輸して販売をどうしようとしたかという、その販売ですね、そこの部分の解明とかそういうのがなかったんで、この裁判はここまでなんでしょうけど、何かその辺がちょっと引っかかった部分があって、人を裁くにおいて、なかなかそういう意味ではプレッシャーがかかるもんだなというのを体験しました。ただ、これも正直言うと、一審というか地裁でやって、次、相手が控訴できるというところもあるんで、そういう意味ではプレッシャーから解放された部分もあるのかなと思ってます。以上です。

司会者

皆さん、本当にどうもありがとうございます。いろんな感想をおっしゃっていただいて、実はいろいろお聞きしたいこともあるんですけど、まずはとりあえず審理の分かりやすさの方の話をしてみたいと思います。

それでは、実際の分かりやすさの関係で、審理の一番最初に冒頭陳述というのが行われるかと思います。冒頭陳述が分かりやすかったかどうか、ポイントが頭に入るようなものだったかどうかとか、あるいは、次の証拠調べ手続が現に行われているかとは思いますが、その証拠の中身を理解するのに役立つような冒頭陳述だったのかどうか、分かりやすさという観点から見て、皆さんが携わった事件についての御意見、御感想というのはどうでしょうか。検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述についてこういうふうに思うとか、御自身が体験された証拠調べで、証人尋問がどうだったとか、書証の取調べがどうだったとか、その辺りの感想などもお話をいただければというふうに思いますけども。8番の方。

8番

私が経験させていただいた裁判の場合、外国の方であったんで、最初に1番の方が言われたように、通訳の方が入って非常に時間が長いというのと、ちょっと回りくどい感じが正直しました。話の中身自体はよく分かったんですけど、その辺が、大変失礼な言い方ですけど、間延びするみたいなのところもありまして。質疑というかそういうところも、長年日本にいらした方なのでほとんど分かってる感じで、途中で通訳を飛び越えてしゃべったりもされてましたけど、その辺がなかなか難しいなと思いました。一方で、やっぱり語学力というか、それによっては違った話というか、お互い理解してないまま話をしちゃったりすることもあるんで、しょうがないのかなとは思いましたが、そういうのを最初に感じました。

証拠品とかは現物を見せていただいて、分かりやすい形だったんですけど。この裁判の場合、本人が知らずに持ち込んだというような形になってるんで

すけど、その辺のやりとりの中で、検察の方も多分絞ってというか意図を持って言われてるところでずっと、あまりにも固執し過ぎて、それ以上広がらないなという感じがしました。一方で、ある程度突っ込んでもうちょっと話を聞きたいなというところはすっと引かれたりとか、あくまでも相手は否認してて、検察の方は推理の上でやってらっしゃるんで、なかなかかみ合わないとは思ったんですが、その辺がちょっと消化し切れない部分がありました。

弁護人の方は逆に我々裁判員に分かりやすくしようとしたんでしょうけど、この事件じゃなくて、裁判員が判決を出す上において、元々どうあるべきかみたいのところまで御説明があったんです。ある程度はいいと思うんですけど、あまり丁寧にされてもちょっとこっちは引くかなというところもありました。

司会者

どうもありがとうございます。冒頭陳述とかは分かりにくいということはなかったですか。

8 番

なかったですね。なかったですけど、ちょっと長いというか。

司会者

通訳での間延びなどは、証言内容とか供述の内容を理解するのにどういう影響になると。分かりにくくなるんでしょうか。

8 番

分かりにくいというか、さっきも言いましたように長年日本にいられた方なんで、一部は日本語でもしゃべってますし、その辺で、分かりにくいというか、どうしても倍の時間かかっちゃうんで。ただ理解にそごがあったら大変なことでしょうから、その辺のバランスじゃないですけど、だからどうしろというわけじゃないんですけど、感想としては。

司会者

分かりました。集中力とかそういうことですかね。

8 番

そうですね。

司会者

7 番の方どうですか。

7 番

検察官が作った冒頭陳述メモがすごく分かりやすく、これがなければ多分、私は全然理解ができなかったんじゃないかなと思います。証人がすごく大勢出てきた裁判で、前半に出てきた証人の方のお話が終わって、例えば後半に他の証人の話を聞いたときに、その話を聞いてもう一度前半の方に聞いてみたいとか、どうしても素人なんで思ってしまうことが多々あったんですが、証人尋問というのはその都度終わってしまうものなんだなというのが、システムのしょうがないんでしょうけど、遡ってもう1回聞きたいなと思うところが何か所もありました。あと、防犯カメラの映像を何度も見たんですが、法廷で見たときはほとんど分からない、すごく小さ過ぎて人物なのか物なのかとかも全く分からなかったんですけど、評議室の方で何度も何度も止めて見たりとかができたので、それを見ながら話し合えたので、そこは分かりやすかったです。以上です。

司会者

分かりました。ありがとうございます。では6 番の方どうですか。

6 番

私も7 番の方と同様で、検察官の方が出してくださった冒頭陳述メモというのが、時系列になっているようなものなんですけど、これが図解も載っていて非常に分かりやすく、他の裁判官の方たちも、やはりこれがあってすごく分かりやすくなったねということで話していました。弁護人の方は、私の事件に関しては、すごく量刑を重視しているような印象を強く受けるような

もので、否認事件ということにはなるんですが、印象としてはすごく量刑を気にしてらっしゃるのかなという感じを受けました。被告人の方が二人いたので、弁護人の方が合計4人いらっしゃったんですが、すぐ目の前に座ってらっしゃる中で、そのお二人の関係だとか、あと被告人の方とのやりとりというのがすごく見えてしましまして、そういうものがちょっと素人の私には印象として残りました。

証拠については、強盗に入ったときのナイフ様のものというのが結局どんなものかが分からずに、サバイバルナイフなのかというようなところで話が進められていて、最終的にはこれは分からなかったもので、これは予想しながら進めていったような感じになりました。結束バンドは、裁判官の方が請求をしてくださって、実物を私たちにを見せていただいたところ、実際に見たときと皆さんが思っていた印象が違ったので、非常にそれは有効だったのではないかと思いました。以上です。

司会者

分かりました。5番さんはどうですか。

5番

公判に出席するのは初めてなので、他のと比較しようがないんですけども、やはり皆さんおっしゃられたように、検察官からは冒頭陳述要旨という一枚紙をいただいて、それが時系列で素人でも分かりやすく書いてあり、非常に理解しやすく、すぐすんなり入っていけました。これは本当に私素人の感情なんですけど、弁護人は被告人を弁護するために来ているものだと思っていたんですけども、そういう強い主張というのが何か感じられなくて、こんな弁論なのかというのが正直な思いで、万が一自分が何かの立場で被告人になったときに、どういうふうな弁護をしてもらえるんだろうなとちょっと不安にも感じました。

証拠調べについては、証拠というものがあまり出てこなかった事件で、目

撃者もいなくて、全く暗闇の中で被告人と被害者の二人だけの事件だったので、繁華街であるにもかかわらず本当に目撃者がいなかったのか、もっと調べれば出てきたんじゃないかなと、そんな疑問を感じました。証人尋問や被告人質問の聞き方については分かりやすかったんですけども、先ほどもお話ししたように、弁護人の聞き方については、今一つ積極的に弁護しようという意図が感じられなくて疑問に思いました。あとはお医者さんの専門家の証人尋問がありましたが、やはり素人ですから、お医者さんの陳述については非常に参考になるものがありました。こういう専門家の方を入れていただくのは、やはりいいと思います。以上です。

司会者

お医者さんの証人尋問は分かりやすかったですか。

5 番

分かりやすかったですね。どこを殴ったらどこが折れるとか、私には全然分からないことですから、非常に参考になりました。

司会者

では3番の方がいかがでしょうか。

3 番

冒頭陳述のときは、検察官が、皆さんと同じくA3判の用紙で、時系列でこういうことがありましたというのをいただいたのですごく分かりやすかったんですが、それを見ながらしゃべられるんですけど、そのしゃべりが結構もごもごして早口だったので、正直に言うと聞き取りづらかったです。A3判の用紙があったので、何をしゃべってるかは大体こうだろうなというのがありましたが、本当に冒頭だったので、多分裁判員の皆さんはそこでざわざわされると思ったんですけども。あとは、監視カメラの証拠的なものがあったんですけど、画面に映されて、このAの位置のときの写真がこれです、Bがここです、何時何分こっちからの角度がこの画像ですと言われるんですけど

ども、もう目が追いつかないで、何を言ってるのかよく分からないというのが結構ありました。その資料を裁判官の方がファイリングされてるんで、あるはあるんですけど、手元に欲しかったなというのはちょっとありました。画面を見ながらではなく、手元で確認しながら追っていきかけたなと思いました。

弁護士の方の冒頭陳述は、その弁護士の方の個性だと思うんですけど、とても何か俳優のような、何も見ずに演技がかったような、ちょっと面白いものが見れたという感じだったんですけど。その方はとてもゆっくり落ち着いてしゃべられていて、逆に検察官が早口だったので、聞き取れない反面、その弁護士はゆっくりと裁判員の方の目を一人ずつ見ながらしゃべられてたので、何か取り込まれそうな勢いになってしまって、最初の状態で公平な判断ができにくいという印象を受けてしまいまして、そこでちょっと怖かったんですけど。冒頭陳述はそんな感じでした。

証拠調べの方は、書類とかも画面に出されてプリントアウトしたものをいただいていたので、とても分かりやすかったです。あとやはり画面に映されて証拠として挙がってきてるものも、見せてくださいと言うと後で見られるんですけども、どうしても手元にないものも半分以上あったので、それを自由に閲覧がしにくいなというのがありました。検察官の方が2名、男性と女性でいらっしやったんですけど、女性の方がちょっと興奮されると怖過ぎな質問をされる方で、あくまで被告人という人権のある方に対して、ちょっと上から目線的な発言をされてるのが気になったところがありまして、こういうものなのかなとは思ったんですけど。逆に、弁護士の方も男性と女性がいらっしやって、女性の弁護士の方もやはり興奮するとちょっとこうなってる。こういうものなんだとは思ったんですけど、ちょっとその辺りは気になりました。

何で興奮されるかちょっと分からないんですけど、興奮されるとどうして

も早口になって、今何を言ったかというのが、証人に対しても今何と言いましたかと、質問を繰り返されてたので、そちらも聞き取れてないし、裁判員、裁判官も聞き取れてないという状態が結構ありましたので、こういう言い方をするとちょっと失礼かもしれないんですけど、落ち着いてくださいという感じの印象はちょっと受けました。私の方は、お医者さんだとかそういう専門的な方はいらっしゃってなかったもので、その辺は特にはないです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。2番の方はいかがですか。

2番

冒頭陳述なんですけど、私が裁判した事件は、罪名が強盗と強盗致傷と建造物侵入と集団強姦ですか。同じ場所で2回やって、違う場所で1回やって、また違うところで強姦やってというような4件ぐらいの件がありまして、被告人が二人いたんで弁護士も二人いらっしゃったんですけど、よく聞いてないと、この事件、この事件、この事件という全部を把握して、本当に正しく言ってるのかどうか考えさせられるような件がいっぱい出てきました。そのときに検事の方から冒頭陳述で、時系列で書いていただいたものをもらったんで、それを見て、こういう流れなんだなというのをある程度理解できて、それをもとにして頭の中でこうだったということが分かりました。

あと弁護士は二人いらっしゃったんで、こちらとこちらの言い分もまた違ってると、量刑が違ってるとんですけど。最後の量刑のところ、裁判官の方にこういう罪状は大体この量刑ですよとかいうのを聞かされたんですけど、弁護士が言った量刑が普通よりも高かったんで、あれっ、おかしいなというのがちょっと頭の中に記憶があるので、そういうのをちゃんとお話がしてあるのかなとちょっと考えました。あと、お医者さんの件ですけど、強盗致傷か若しくは強盗かという段階で、傷害をしたかしないかということで争うんですけど、お医者さんの場合は、要するに軽度な傷害だったんですが、一応

そういう物件が証拠としてあったので、それは採り入れられたので、そういうことにはこういう証拠というのは必要だなというのを感じました。以上です。

司会者

分かりました。では1番の方どうぞ。

1番

まず冒頭陳述ですけれども、時間は今思い返すと10分と20分ということで、その時間が長かったのか短かったのかというと、どちらかというところであつという間に過ぎてしまったという印象があります。皆さんがおっしゃっていたように資料が手元にありますので、話されている内容と手元にある資料を見比べながら、書かれていることと違わないように検察の方がおっしゃっていましたので、理解はすごくできたと思いました。また、弁護士の方の冒頭陳述は、パワーポイントの初歩的なスライドショーみたいな、何枚にもわたってとても分かりやすい、噛んで含んで聞かせるような内容で、落ち着いて聞けましたし、弁護士の方は、ここにいるすべての素人の私たちに、どういう観点でこれから裁判に取り組んでくださいということをしつかり伝えてくださったという印象があつて、自分の中では心の整理の助けになったなと思っています。検察の方は、やはり早口なんですね。とてもお若い方で勢いもあったので、もちろん書かれてることと言ってることの違いはないんですけども、何か、があつと言われて、10分間あつという間に過ぎたなという感じで、それに対して弁護士の方は、ゆっくり噛んで含んで聞かせるようにというところで、まずスタートの時点で、私たちから見た検察官と弁護士の方の印象がすごく決定づけられたところが実はありました。自分が人を裁く機会に携わって、裁くなんてできるんだろうか、どうやったらいいんだろう、何をしたらいいんだろうということに戸惑いを感じながら参加をしたので、その中で、検察側には立証の責任があるんだよと、弁護側は証拠を

証明する必要は全くないんだよとか、あるいはちょっとでも疑わしいことがあればそれは推定無罪なんだよとか、そういう何か当たり前に知ってる方は知ってるんでしょうけれども、私なんかは、ああ、そういうことなんだということに改めてこのスタートラインで知って、裁判に参加するということになりましたので、その辺のところ、冊子とかもいただいて読んではいたんですけども、意外とこの冒頭陳述の中でそこを、ああ、なるほどなと知ったかなというところでありました。

証拠調べの方は、今回の私の場合ですと、スーツケースと覚せい剤ということで、実際に評議室の場でもそちらを間近に見て触る機会も得られています。ただ、そのときにちょっと不思議だったのは、素手で触っていいですよと言って、解体してあるようなスーツケースを、えっ、指紋とかいいんですかみたいな感じでいたんですけども、どうぞどうぞというような感じで。恐らくはちゃんと指紋なんかも既に採ってあるでしょうし、私たちの目の前に来るときには、ある意味もう、そういった状況であれば用なしの証拠なのかなというふうにとられてしまうぐらいの軽い扱いだったことがあって、非常に驚きをもって証拠品に触ったという経験があります。証拠ということで、物的な証拠そのもので、そこは被告人も自分の持ってきたものだという事は認めているので、それはあるんですけども、争点というのは、それを知ってて持ってきたのかというような話になってきましたので、非常にそこから先は難しかったなと思っています。他の方も言いましたけど、もっと他に証拠があるんじゃないだろうかとか、公判前の整理というのでしたっけ、そちらで弁護側と検察側で何を証拠にしようかというのを事前に話し合いをされて、それで証拠として決めたものが出されていて。もちろん何でもかんでもその場で公判に来てやってるんじゃない日にちも足りないでしょうし、その公判前整理手続というのは重要だし、しっかりやったださってるんだと思うんですけど、そこにどんな情報があったんだろうとか、協議してい

く中で、何でこれは調べなかったんだろうね、いや、調べたかもしれないけど出てないんだよとか、その辺がずっともやもやして。例えば航空代のチケットの費用の話ですとか、それがいつのシーズンだとこのぐらいで買うから、そういうのは常識に照らし合わせてどうなんだろうとか、そういう常識の判断を求められたときに、そこに出されている証拠の中には、それに照らし合わせたものが、ちょっとピンポイントではなかったなど。なので、証拠から排除されたものもどんなものがあったか、一応こんなことは調べましたというのが分かるリストとかがあったり、あるいはそういうことを教えてくれてもいいんじゃないかなという気がしています。評議に加わった判事の方たちは、そういうのは知らないということで、その場では言及がなかったので、それが本当なのかうそなのかもちょうともやもやとずっとしながらいました。限られた期間の中で私たちのような裁判員が裁判に参加するに当たっての必要な手続の中で、そがれてしまってるもの、そこがずっと気になって、いまだに気になっています。

あと、通訳の話ですけども、全く日本語ができない被告人でしたので、全て通訳の方を介しての会話になっています。通訳の方はもちろん流暢にしゃべられるんですけども、そこに感情はこもりませんので、日本人だけでやっけていて感情が入っている言葉でのやりとりを聞いて判断するのと、通り一遍の言葉だけのやりとりだけを聞いているのとでは、それを判断する側がちょっと分かりづらいなど、本当にどういう気持ちで言っているのかなということも本当だったら知りたいのに、そこは全く、文で書かれてるのを読んでるのと同じだなというような感じがして、通訳付きの裁判というのは非常に難しいものなんだなと思いました。あと検察官の方がちょっとやっぱり興奮してくると何を言ってるか分からない、何が聞きたいんだか分からないようなことがあって、何と通訳をしていいか分からないシーンが度々あって、通訳の方がどういうことを言いたいんですかと、ちょっとキレちゃうシーンも

あったんです。それはきっと検察官の方の若さゆえだなと、ちょっとそのシーンは傍観して見てたんですけれども、難しいなと、その一言に尽きましたし、通訳の方の御苦勞，両方聞いてしゃべってまたそれを聞いてしゃべって、あそこのシーンで一番大変だったのは通訳の方だっただろうなというのが感想でございます。

司会者

ありがとうございます。参加されている検察官と弁護士の方から何かコメントはありますか。

石川検察官

本当に基本的なところですけども、話すスピードですとか尋問態度，落ち着いて尋問するとかですね，非常に率直な御意見を伺いまして参考になりました。ありがとうございました。

石田弁護士

弁護人の個性によっていろんなやり方があるかと思うんですけども，こういうものだと心に響くのかなとか，いろいろそういった御示唆を頂戴しまして，大変参考になりました。ありがとうございます。

司会者

では，論告，弁論は分かりやすかったかというところについてお考え，御意見，御感想を一言ずつお願いできればと思います。今度は2番の方からいきましようか。

2番

論告，弁論，非常に分かりやすかったんですけど，さっき言ったように最終弁論で，弁護士が，恐喝だったら普通は何年なんだけど，弁護士がそれ以上の刑を言ったということは，お互いの弁護士同士で話合いをしてないのかなというような記憶はありました。それ以外については，裁判官の方からいろいろ教えていただいて，素人が何も分からないながら，気を遣っていただ

いて、こういう段階で結審に至ったのはすごく自分にとっては勉強になったし、特に問題なかったです。

司会者

評議も分かりやすかったですか。

2番

評議は分かりやすかったです。

司会者

では、3番の方お願いします。

3番

私も論告、弁論に関しては、問題点と言ったらあれなんですけど、特に問題点はなかったかなと思います。とても分かりやすく、分かりにくいところがあっても、ちゃんと評議室で解説があったりして、とても分かりやすく、大丈夫でした。

司会者

論告、弁論で、基本は分かりやすかったけれども、分かりにくかったところを評議室の方で裁判官から説明してもらえると疑問が氷解したとか趣旨が分かったとか、そんなところでしょうか。

3番

はい。

司会者

それは趣旨が分からないという感じだったんですか。

3番

そうですね。ちょっと単語が。裁判の専門用語というんですか、何かそういうのが、これはこういう意味なんですよという解説がちゃんとありましたので。

司会者

もしよろしければ、それはどんな単語でしたか。お忘れだったら別にいいんですけど。

3 番

ちょっと申し訳ない。忘れました。

司会者

いえ、結構です。分かりました。評議の方も分かりやすい評議だったんですか。

3 番

はい。大丈夫でした。

司会者

分かりました。では5番の方、お願いします。

5 番

論告については、紙に論告要旨としてまとめていただいたのを1, 2といただいて、それに基づいての論告でしたので非常に分かりやすかったです。弁論については、先ほどと重複しちゃうんですけども、弁護人の話し方のせいなのかどうか分からないんですけども、弁護するんだというような気持ちがどうしても伝わらないことがあって、気持ちの上でなのかもしれませんが、弁論については、「えっ、これで終わりなの」という、「ん？」というのが正直な気持ちでした。評議については、非常に分かりやすく質問しやすく、一般の裁判員に対して分かりやすくしていただいているのがひしひし伝わって、とても有り難い環境だったと思っています。

司会者

分かりました。では6番の方はどうでしたか。

6 番

全体的には分かりにくいということはそんなになかったのですが、やはり被告人が二人いて、一人に対してお二人ずつ弁護士がついていて、その中で

の資料だとかそういうものに差があったので、やったことは二人とも違ったという事実はあるのですが、その部分で、片方の方については、何々について、何々についてだけなので、なかなか印象が残りづらかったのかなと思います。それで、その中で例えば示談とか謝罪文とかいうのが出てきて、私たちはそれがあるかいないかでどういう差があるのかとかそういうものがあまり分からなかったので、それは裁判官の方が非常に詳しくいろいろ評議の中でお話ししてくださって、実際に量刑に関係あったかは分からないんですけども、評議でいろんなヒントを与えてくださったので、専門用語とかそういうもののグレーな部分はだんだん明確になってきて、それは助けになりました。

司会者

ありがとうございます。では7番の方はどうでしたか。

7番

論告は、検察官が作ってくれた論告メモが非常に分かりやすく判断しやすかったです。被告人が黙秘をしてることもあって、求刑が7年となっていたんですが、それがそれでいいのかどうかを判断するのがとても難しかったです。評議の中ですごく詳しく表などを見せていただいて説明していただいて、みんなで話し合っ、最後は納得いく判断ができたと思います。弁護人の方が、黙秘をしてるから、それを何でしょう、うまく言えないんですけど、求刑の方に判断してはいけないみたいな話を。

司会者

黙秘をしているからといって重くしてはいけないというような。

7番

はい。黙秘権の説明をしてくださったのが、とても分かりやすかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。8番の方どうですか。

8 番

それまでの流れもあって論告，弁論は分かりやすかったです。最初にも言いましたけど，弁論の方はあまりにも分かりやすくし過ぎて，必要なのかもしれないですけど，判断はどうあるべきかとか，その辺アニメで分かりやすく描いていただいて。ただ，そこまで要るのかなと。裁判が始まる前からもう裁判官の方には，こういう基準で判断してくださいとかそういうことは逐一言われてたんで，分かりやすかったけど，ちょっと。それでどうこうとはなかったですけど，あんまりやると逆効果かなと感じました。

司会者

逆効果というのはどんなイメージなんですか。

8 番

刑を軽くするというか，そっちの方に，正しいことを言ってるんですけど，そっちの方にするために，考え方をこうですよ，こうですよってあんまり言われると，ちょっと人間の感情として反発することもあるのかなと。実際誰もそれで変えたとは思えないんですけど。

司会者

分かりました。ありがとうございます。1 番の方，どうですか。

1 番

今振り返ってみると，論告の時間が40分で弁論の時間が20分で，資料も，論告はおさらいをするように細かく冒頭陳述の内容からその後の証拠調べで現れてきている事実なんかを盛り込んでいただいて，とても細かくきれいに書かれてるんですけど，情報量が多過ぎて，その40分の間にお話を聞きながら，この資料を眺めるという作業がちょっと負担でした。話に集中するのか，それとも目で追っていくのかということと，書かれてる言葉と書かれている内容は一致しているはずなんですけども，集中力の問題かもしれませんが，私にはもしかするとお話を聞いている方がよかったのかなと思っ

た次第です。書かれていることはそれまでの復習というか、随分言われてきていたことをなぞっていただくだけで、新たな情報がここで出てきているわけではないので、自分の取り組み方とか向き合い方によって随分そこが違うなど思っています。

弁論の方は、最初から最後までやっぱり囁んで聞かせてくださるような感じでありまして、そこにあまり強いものは感じられなかったんですけども、自分が求めている、こういうことが知りたいというような証拠がなかったりするところが、その論告の資料の中に、やっぱり何度読んでもここがないんだな、ここが足りないよなという否定的な見方で資料を見返してしまう自分がいて、それはよかったんだろうか悪かったんだろうかということ、資料がしっかりし過ぎているので振り返り過ぎちゃって、ちょっと最後迷いました。自分でその判断をするに当たって大変迷いました。

分かりやすいという意味では分かりやすいんですけども、判断するのにちょっと情報が・・・書かれている内容が緻密で精密だったので、そこに立証がないことがよく分かってしまう、立証できてないというふうに私はよく分かってしまったので、判断の助けになりました。ちょっと逆ですね。逆のことを言いましたけど、本当だったら検察はこれで立証したいんでしょうけれども、よく書かれてるので言葉尻を捉えてしまっって、こうだったらこれは違うよね、これは違うよねみたいなような、素人が余計なことをしてしまったかなと。これがなかったら、耳で聞いてただけだったら、もしかしたらちょっとこの論告の勢いに負けてしまったことも判断としてあったんじゃないかと思しますので、資料があってよかったなと思いました。以上です。

司会者

評議の方は分かりやすかったですか。

1 番

評議は大変良かったです。

司会者

分かりました。検察官とか弁護士の方でも何かお聞きになりたいことはありますか。

石田弁護士

私の方からは、冒頭陳述とか論告で配布されるメモについて、どういったことが書いてあったらよかったなと思ったのか、あるいは今回のよかったという感想でもよいですので簡単にお答えいただければと思います。8番の方、ちょっと個性的な配布資料になっているかと思しますので、まずお伺いしたいんですけれども。

8番

こちらは影のアニメというのが描かれていて、本当に被告人とか関係者について時系列的に生まれてからずっと書かれていて、どういう生き立ちできたかと、事件が起こってどうだったというのも含めてものすごく分かりやすいです。

石田弁護士

ありがとうございます。5番の方は。

5番

弁護人の主張でどういうことが書いてあればよかったかという質問でいいんですよね。今回の私の事件については、明らかにどの裁判員が聞いても何回も殴ったというのは絶対に分かる事件だと思いました。ただ、弁護人の主張には、一番はじめに1回しか殴ってないという、何かすごく簡略的で、何とか訴えるものがなかったと。もうちょっと事実に基づいて訴えるものが、やはり素人の裁判員に対しても必要だと思いました。

石田弁護士

ありがとうございました。

司会者

検察官の方は。

石川検察官

結構です。

司会者

では、本当にありがとうございました。報道機関の方からも御質問があるということですので、質問をお願いできますか。

甲社A記者

皆さんお疲れさまでした。甲社のAと申します。皆さんに、2点質問させていただきます。1点目は、裁判員候補者に選ばれても選任を断わる辞退率が上がっているのですけれども、その背景であったり、その改善のために対策としてどのようなものが考えられるのか、御意見をお伺いさせていただければと思います。じゃ、1番の方から。

司会者

では、1番の方から。

1番

話題にしていいのかしちやいけないのかというところを迷っている人が世の中にはまだ多いと思うので、皆さんの中に定着していない。もう8年も経ったんですねと今日最初に思ったんですけれども、自分が参加したにもかかわらずそのぐらいの意識であると。ということは、やっぱり会社とか御家族とか地域とか関わる人たちが、7番の方のケースもそうですけれども、理解が得られないとかそういうことがあって御辞退なさるのかなと。あと、お仕事をしながらとか、あとは介護とか育児とか、そういうことなんだろうなと思います。

2番

自分の場合は17日間裁判に参加させていただいたんですけど、やはりこれだけ休めるのかなというような気持ちが頭の中であって、それをまずバ

イト先に説得するのと、それから、こういう場で意見を言えるのかなと、そういう不安もありました。17日間が長いのか短いのか分からないんですけど、この間は裁判員で2番目に長いという半年くらいのものがあったように記憶してるんですけど、ああいうのってどういうふうな形で参加できるのかなと逆に聞きたくなります。ですから、裁判員になるまでに1か月ぐらいの余裕があるんですけど、何かその辺で、あなた決まりましたよというような、1回決まってここに来て、なおかつまた抽選で確定というふうになっちゃうと、2回どきどきするような形になるので、その辺を何かうまくできればなというような気持ちはあります。

3番

まず全然知らない人の人生をこんな一般人が決めていいのかというのが一番怖いのかなと率直に思いますし、先ほど言いましたけど、仕事をセーブして来なきゃいけないところと、人の人生に関わることを左右することを担うのかとかいろいろ考えた面で、私個人の率直な意見ですと、1日に支給される額とか、その辺もやっぱり気になってくるころではあります。その辺をひっくるめて、何も知らない一般人がこういう制度に興味を持って自発的に行こうという意思を持つということはやっぱり難しいと思うんですね。だったらどうしたらいいのかと言われると、本当に下品な言い方ですけど、金銭面で解決するしかないのかなと率直に思いますね。あとは、会社に属されている方は会社の理解度がまだまだ低いと思いますので、介護だとか子育てとかのそういうところを支援してくださるところとかもちゃんと考えられたら、もっと広い目で見られるんじゃないかなとは思っています。

5番

二つあると思います。辞退しなくてもよい人が辞退しなければならない理由としては、やはり一つは金銭的なもので、会社を休まなければならない。私の場合、勤務先からも特別休暇という形で収入は通常の勤務というふう

出してもらいましたし、国からも出していただいたんですけれども、そうでない人々もたくさんいると思います。公務員だから土日は無理なのかもしれませんが、もっと評議を短くして、土日も入れていただくとか、そのようにしていただいた方が、もっと広範囲にいろいろな考えを持った人を集めることができるのではないかと思います。二つ目は、私も一般の普通の母親で普通の主婦ですから、人の人生に関わる、そんな重大事に関わる恐怖心とかそういうものもありますから、裁判員制度のことをもっといろいろな皆さんに分かってもらえるように周知していった方がいいのではないかと思います。以上です。

6 番

裁判員に参加されてる方というのは、何らかの条件がそろって参加されてるということだと思いますので、参加したいけれどもいろんな条件で参加できないという方が、何か条件をつければ参加できるなら何が一番いいのか、ちょっとアイデアが浮かびませんが、そういうものがもうちょっとあってもいいのかなと。上半期だったら大丈夫とか下半期だったら大丈夫とか、そういうようなお休みしやすい部分とか。あと、犯罪に関してはみんなが被害に遭ったり、場合によっては犯罪者になる可能性もあるので、そういう中では、やっぱり若い方にも是非参加してもらえるような制度にしていった方がいいのではないかと思いますし、高齢の方でもお元気な方には是非参加してほしいなと思いました。今は年齢に偏りがあるのかなという印象は持っています。

7 番

私も裁判員を一緒にやった方がほとんど同世代の方や年配の方が多かったので、経験してみて非常にいい経験をしたと思うので、もっと若いときに経験ができればその後の人生にもっと役立てたというか、例えば犯罪率とかもそれによって下がるんじゃないかと個人的には思うので、もっと若い人が受

け入れられるように、裁判員制度をもっと知るように、小学校や中学校とか、そういった早いうちから学校で裁判員制度のことをもっと紹介していった方がいいと思いました。

8 番

実際自分がやらせていただいて非常によかったと思ってるんですけど、やっぱり事件によっては精神的にきついものとかがあると思うんですよ。その辺を皆さんちょっと嫌だとか思ってる方もいらっしゃると思うんですけど、そこは難しいところだと思うんですけど、人を裁くというのは。ただ、この制度のことをもっと具体的に周知というか、そういったことをした方がいいと思うんですよ。ちょっと前、裁判員の方に被告人の関係者がよろしくなと言ったような事件がありましたし、そういったイメージばかりを皆さんが持っているかもしれないので、もうちょっと具体的にこういう制度でやっているとこのをやった方がいいと思います。

あと物理的にはやっぱり仕事とか介護とか育児とかあると思うんですけど、確かに私の場合は夏に裁判があって、前の年の11月ぐらいに最初に通知が来て、駄目な時期がありますかとあったんですけど、その時期で駄目な時期っていっぱいあるわけで、もう面倒臭いから正直ほっといてたんですよ。次5月に来て夏のこの時期と言われて、たまたま大丈夫だったというのもあるんですけど。その辺で人によっては、裁判自体の進め具合とかあるんでしょうけど、朝から晩までやる人がよかったりとか、午前中だけずっとやる人がよかったりとか、いろんなパターンがあるんで、そういうのを登録じゃないですけど、自分だったらこういう形だったら可能かもしれませんよというアンケート的なやつも、もうちょっと必要なのかなとは思いますが。

甲社A記者

もう1点ですね、裁判員として参加されていた期間に仕事や家庭生活などで負担や不利に思われたこと、不便だったこと、そういうものが具体的にあ

れば御回答いただければと思います。もし先ほどの点で尽きているというのであれば、1番目の質問で尽きているというお答えでお願いします。8番の方から。

8番

私の場合はたまたまた仕事の具合もよくて、会社から裁判所までもそんなに遠くないんで、朝早く会社に行って仕事して終わってからまた戻って仕事するというパターンもできましたんでよかったんです。一緒にやられてた方で、さっきも言いましたように夏で夏休みだったんですけど、主婦の方で、普段だったら子供が昼は給食があるけど、夏なので昼の弁当まで作ってこなきゃいけないと言って、結構ふうふう言われてたりしてましたので、そういったことはあるかと思います。あとは先ほど言ったとおりです。

7番

私も先ほど言ったとおり、子供の預かり先で、この時間だとちょうど朝も9時からの保育の前に預けなきゃいけないくて、帰りも2時の保育が終わった後に預けなきゃいけないくて2回預けなきゃいけなかったんで、もう少し、例えば午前中だけだったとか午後だけだったとかだったら預けやすかったと思います。

6番

私に関しては一切なかったんですけど、他の裁判員の方はやはり前後でお仕事にいらっしゃったり、パートの方はその間は無給ですという方が多かったです。

5番

私も勤務先が快く理解してくれましたので一切ありませんでした。

3番

私は基本的には5時まで裁判をやって帰ってから10時ぐらいまで働くという1週間だったので、ちょっとしんどかったです。

2 番

私は定年してアルバイトでやってましたんで、その間アルバイトで雇ってくれるかなと、そういう不安があったんですけど、理解してもらえましたんで、十分参加できたと同時にですね、他の裁判員の方で、月末に仕事があるからどうしても出てくれという会社からの要望があったんですけど、そのときにちょうど結審の前でしたから、評議の中で日にちを午前中だけにしましょうというような提案が出たので、その方は最後まで裁判員としてできました。それは皆さんの意見でそうなったと同時に、裁判官の方がかなり気を遣っていただいて、いろいろな面、庁舎の食事に連れていってもらったり、いろいろ説明してくれて、素人に分かりやすくしてくれたのが一番よかったなと思います。

1 番

私も会社に特別休暇の制度がありまして、全く自分の参加については問題がなかったです。家族も理解があるというか、むしろ羨ましがられて、成人した息子が二人おりますが、俺たちも出たいというようなことを言っていました。くじ運が強いのは私だけだったので、ちょっと笑い話ですけども。その評議の席にいた皆さん、おしなべて皆さん志を持って参加をしているので、何らかのやり繰りをして来られているようでしたし、実は休暇じゃなくてお金が出ないと、休んでもいいけれども、お金が出ないんだとおっしゃってる男性の方がいたり、その分を夜で働くと言って評議の後に行かれて大変だなと、自分の職場は理解があってよかったなとそのときは思いました。なので、参加した人に聞くというよりも、それは辞退した人たちに本当にどうして辞退をしたのかというのをもうちょっと突き詰めて聞く方が本来の回答が出るんでしょうねという気がします。私たちには本当のところはよく分かりません。

甲社A記者

ありがとうございました。以上です。

司会者

ちょっと私の方から質問していいですか。ピンポイントで恐縮なんですけれど、7番の方、反対される声の方が圧倒的に多かったというところで、だけど自分としてはやりたくて、こうやってなっていたということでしたが、どうしてやりたかったのかお聞かせいただけますか。

7番

あまりにも不純過ぎて、この場で申し上げられないぐらいで。

司会者

分かりました。

7番

刑事ドラマとかがすごい好きだったんで、そういうことにとても興味があったので。不純でごめんなさい。

司会者

いえいえ、やっぱりそういう体験してみたいという気持ちが強かったということなんですかね。

7番

そうですね。はい。

司会者

そういうのに接してみたいと。

7番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。検察官の方からの御質問はよろしいですか。

石川検察官

はい。大丈夫です。

司会者

では、最後に一言ずつ、これから裁判員になられるような方々について何か一言ずつアドバイスみたいなものがあればおっしゃっていただくと有り難いと思います。例えば裁判員に決まった人に。

1 番

自分の考えに勇気を持ってください、ですかね。

司会者

なるほど。2 番の方はいかがですか。

2 番

初めての経験なんですけど、この経験が自分がそれ以降生きていく、生きていくというところとちょっとあれなんですけど、かなりの興味があるし、自分もそういう面では役に立ったんで、これからやる人についても、是非参加してもらいたいなと思います。

司会者

3 番の方はいかがですか。

3 番

裁判官のイメージが、テレビでずっと座っているイメージだったのが、その裏の顔が見れるというのがすごく意外で、意外な一面がたくさん見れて、何だろう、楽しかったと言うとあれなんですけど、本当に楽しかったです。

司会者

ありがとうございます。5 番の方、どうですか。

5 番

物事に真摯に向き合う機会はそうそうないので、大きく言えば人生の大きな収穫になると思って審理に参加していただきたいと思います。それと本当に一言で言うと楽しかったです。だから本当にそんな嫌がるもの、怖がるも

のではなく、チームでやってるチーム感、そういうものが芽生えてきて、最後にお別れするときには何か泣いてた人もいたぐらいで。そういう意味でも本当にいい経験ができるので、是非参加をお勧めしたいと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方、どうでしょうか。

6番

初日すごく皆さん硬かったんですが、私の場合も楽しかったと満場一致で終わりました、もし今日からスタートだよという方がいたら、自分の意見は恥ずかしくないからどんどん疑問を解決して進めていくというのが一番大事なことだと思います。裁判官の方はとても丁寧に説明してくれて、皆さんもすごくそれを納得して結論を出せてという、そういう過程が待ってますということをお伝えできればと。

司会者

ありがとうございます。7番の方、どうですか。

7番

裁判官も人間だったんだなというか。ごめんなさい。すごく冷たいというかイメージだったんですけども、すごく人間味の溢れる方ばかりで、そして裁判官も悩んで考えているんだなというのが一緒に評議してて分かったので、すごくいい体験ができたと思いました。最後は楽しかったと思えると思うので、やっていただきたいと思います。

司会者

8番の方はどうですか。

8番

やる前とやり始めてからというのが多分イメージが全然違うと思うので、怖がらずに、また、いい経験でもありますし、いろいろ考えさせられるので、是非頑張ってくださいという感じですね。

司会者

ありがとうございます。今日は貴重な御意見を本当にいろいろいただきましてありがとうございました。これで会を終わらせていただきたいと思いますけれども、今日いただいた御意見は非常に参考になる話ばかりで、美辞麗句とかそういう意味じゃなくて、本当に辛口のお話もあり、よかったなというふうに思っております。また今後、皆さんが裁判員の方にこんないい制度だよというふうに言いたいという、要はそういうことを最後におっしゃっていただいたかと思っておりますけれども、私どももそれをもっともっといい制度にできるように頑張っていきたいというふうに思っております。本当に今日はどうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。

以 上